

被保険者各位

東洋電機健康保険組合

## 健康保険証の廃止（新規発行の終了）について

現行のカード型の健康保険証は2024年12月2日から新規発行ができなくなり、以降は「マイナ保険証」に移行することになります。

当健康保険組合では、健康保険証について下記のように取扱いますので、よろしくお願ひいたします。

（「マイナ保険証」：マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたものです。）

### 記

#### （1）経過措置期間（2024年12月2日～2025年12月1日）の取扱い

利用する保険証等の種類

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 「マイナ保険証」    | 原則はこの保険証を利用することになります。  |
| ② 「健康保険証」（現行） | 経過措置として1年間利用できます。<br>(途中で「マイナ保険証」の利用に変えても返納は不要です。<br>ただし資格喪失をした場合は返納して下さい。)  |
| ③ 「資格確認書」     | 現行の健康保険証とほぼ同じものです。2024年12月2日以後、入社・資格取得をされる方など、新たに被保険者・被扶養者になり、「マイナ保険証」を持っていない方に発行します。<br>(途中で「マイナ保険証」の利用にえた場合や、資格喪失をした場合は返納して下さい。) |

※ 「資格情報のお知らせ」（10月初旬に各戸に郵送したもの）

健康保険証の内容をプリントしたもので、新たに資格取得をされた方全員に発行します。  
「マイナ保険証」の通信トラブルの場合は、マイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。

◎マイナンバーカードの利用が困難な要配慮者、マイナンバーカードの紛失・更新、新生児等の場合は別途申請により「資格確認書」を発行します。

#### （2）2025年12月2日以降の取扱い

利用する保険証等の種類

- |            |   |
|------------|---|
| ① 「マイナ保険証」 | 原則はこの保険証を利用することになります。                                 |
| ② 「資格確認書」  | 「マイナ保険証」の利用登録をしていない方には、経過措置期間終了前までに「資格確認書」の一斉交付を行います。 |

※ 「健康保険証」（現行）

経過措置期間終了後は無効となり使えません。適切な廃棄をお願いします。

#### （3）「資格確認書」の仕様等

現行の健康保険証とほぼ同じ項目で、下記の2種類を利用します。

- ①有効期限5年のカード型（プラスチック）

ただし、経過措置期間の1年間は、一斉交付の時期に合わせるため、2025年12月1日まで（短期間利用除く）の有効期限として、全てはがき型（紙）で発行します。

- ②短期間利用のはがき型（紙）

◎「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」を利用する場合には、今までどおり申請が必要となります。

#### (4) 「マイナ保険証」の簡単な利用登録

医療機関等を受診する際や薬局の窓口にマイナンバーカードを持参すれば、受付に設置してある顔認証付きカードリーダーで、簡単に健康保険証の利用登録をすることができます。また、事前に利用登録する場合は、セブン銀行A T Mやお住まいの市町村の窓口等からも登録が可能です。

#### 「マイナ保険証」利用登録についての関連ホームページ

マイナポータル利用（スマホ・パソコン）

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

セブン銀行 ATM

<https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html>

顔認証付きカードリーダー

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000843602.pdf>

以 上